

教員免許状取得について

平成元年（1989）4月1日免許法改正に係わる事項

1. 免許状の種類の変更

	[旧]	[新]
○高校教員	一級	専修
	二級	一種
○小・中・養教		専修
	一級	一種
	二級	二種
○実習教員	一級	専修
	二級	一種

2. 経験15年0単位にて上級（専修）免許取得の既得権

○法改正時点以前（平成元年3月末まで）の経験年数

10年以上経験者	・・・	0単位で専修免許取得可能
		ただし、15年経過後に申請
6年超～9年経験	・・・	6単位取得必要
5年経験者	・・・	9 //
4年 //	・・・	12 //
3年以下 //	・・・	15 //

必要単位取得は関係大学大学院にて取得

3. 実習免許の取得

○一種（二級）取得申請

現行どおりの手続きにて申請

○専修（一級）

教員免許状と同じく大学院にて取得